

養育医療申請に必要なもの

★保護者の皆様へ

下記のものが揃いましたら、子どもさんが**生まれてから30日以内**に申請にお越しください。

必要なもの
① 養育医療給付申請書（様式第2号）
② 申請者のマイナンバーカード ※個人番号確認と本人確認のため
③ 世帯調書（様式第5号）
④ 世帯分のマイナンバーカード
⑤ 同意書 ※課税状況確認のため
⑥ 養育医療意見書（様式第3号） ※指定医療機関で発行されます。お持ちでない場合は、後日提出してください。
⑦ 医療保険の資格が確認できるもの（赤ちゃんが加入予定の保険） ・マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード） ・マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」 ・医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」 ※写真やコピーは不可

◇養育医療についての注意事項

- 世帯全員分の課税状況に応じた**一部自己負担があります。**
(自己負担分の納入通知が来るのは、2~3か月程度経ってからです)
- **医療費以外のオムツ代などは助成の対象外です。**
(養育医療は指定養育医療機関で受けられる保険診療による入院医療費の一部を助成する制度です)